

瀬戸内市芸術文化・スポーツ大会等出場者激励状贈呈要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の自主的・自発的な芸術文化、スポーツ等に関する活動を奨励し、その振興を図ることを目的として、大会等に出場し、又は出品する個人又は団体（以下「出場者等」という。）に対し、激励状を贈呈することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「芸術文化・スポーツ大会等（以下「大会等」という。）」とは、次に掲げる大会をいう。

(1) 国内の予選会を経て(公的機関、公的な団体等からの推薦を受けた場合を含む。)出場し、又は出品する数か国以上をもって構成された世界大会(公的機関、公的な団体等が主催し、主管し、共催し、又は後援するものに限る。)

(2) 県大会等の予選会等を経て出場し、又は出品する全国規模の大会(公的機関、公的な団体等が主催し、主管し、共催し、又は後援するものに限る。)

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が特に認める大会

(対象者)

第 3 条 激励状の贈呈の対象となる出場者等は、前条に規定する大会等に出場し、又は出品する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に事務所等を有する団体

(3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が特に認める出場者等

(推薦又は申請)

第 4 条 激励状の贈呈の対象となる出場者等を推薦しようとする者又は激励状の贈呈を受けようとする出場者等は、大会等が開催される日の 10 日前までに、芸術文化・スポーツ大会等出場者激励状贈呈推薦書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(贈呈の決定)

第 5 条 激励状の贈呈は、前条の規定による推薦により、市長が決定する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。